

独立行政法人労働政策研究・研修機構入札結果等の公表の取扱いについて

(平成 18 年 1 月 1 日施行)

(平成 18 年 6 月 16 日改正)

(平成 19 年 11 月 12 日改正)

機構が契約を締結した場合の入札結果等の公表については、国における公表の基準に準じ下記のとおり取扱うこととする。

記

1. 公表の対象とする契約

(1) 一般競争契約及び指名競争契約
全契約が対象

(2) 随意契約

会計規程第 41 条第 4 項又は第 5 項の規定により締結された随意契約のうち機構の支出の原因となる契約であって、予定価格が 100 万円を超えるもの及び予定賃借料の年額又は総額が 80 万円を超える物件の借入(特定調達契約に該当するもの及び機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。以下「公表対象随意契約」という。)

2. 公表の方法及び時期

契約責任者は、以下の契約方式毎に、機構のホームページに掲載する方法により、公表を行うものとする。

また、掲載期間は、少なくとも契約を締結した日の翌日から起算して一年が経過する日までとする。

(1) 一般競争契約及び指名競争契約

全契約につき、契約を締結後速やかに公表を行うものとする。

(2) 随意契約

随意契約を締結した日の翌日から起算して 72 日以内に公表を行うものとする。

なお、公表は一定期間(一ヶ月)において締結した公表対象随意契約分をとりまとめて行うものとする。

3. 公表の内容

(1) 一般競争契約及び指名競争契約
別紙 1 のとおり

(2) 随意契約
別紙 2 のとおり

附 則

1 本取扱は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

1 本取扱は、平成 18 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

1 本取扱は、平成 19 年 11 月 12 日から施行する。

(別紙 1)

競争入札に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約責任者の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約相手方の商号又は名称及び住所	契約方式	予定価格	契約金額	落札率	備考

予定価格と落札率については、公表によって他の契約の予定価格を類推されるおそれのあるもの又は機構の事務及び事業に支障が生じるおそれがあると認められるものは除くこととする。

(別紙2)

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約責任者の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考

予定価格と落札率については、公表によって他の契約の予定価格を類推されるおそれのあるもの又は機構の事務及び事業に支障が生じるおそれがあると認められるものは除くこととする。